

平成 19 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 アルゼ株式会社
 代表者名 代表取締役兼最高経営責任者(CEO)
 余語 邦彦
 (JASDAQ・コード 6425)
 問合せ先 取締役 堀 義人
 電 話 03-5530-3055 (代表)

当社子会社（株式会社セタ）からの発表について

当社子会社である株式会社セタは、平成19年8月23日付「過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生及びこれに伴う平成20年3月期第1四半期財務・業績の概況発表予定日延期のお知らせ」にて発表いたしました内容につき、本日、調査結果を発表致しましたので別添資料のとおりお知らせいたします。

なお、当社の平成19年3月期決算に与える影響につきましては下記のとおりであると予想しております。詳細につきましては現在精査中であり、確定次第お知らせいたします。

記

(単位：百万円)

	当社 平成19年3月期実績 (連結) (A)	株式会社セタ 平成19年3月期決算に 影響があると推定され る金額 (B)	割合 (%) (B/A)
売上高	36,387	△800	2.2
営業利益	△2,791	△300	—
経常利益	△6,349	△300	—
当期純利益	9,453	△300	3.2

(注) 営業利益及び経常利益に影響を及ぼす割合につきましては、当社連結実績が赤字であるため、算出しておりません。

今後、当社の平成19年3月期の当社有価証券報告書の訂正の必要性につきましては、株式会社セタの平成19年3月期の有価証券報告書の訂正内容の詳細について報告を受けたうえ、関係諸機関と協議して決定する予定であり、確定次第、発表いたします。

以上



平成 19 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 株式会社セタ
代表者名 代表取締役社長 平林 久和
(J A S D A Q ・ コード 4 6 7 0)
問合せ先 経営企画室長 岩楯 敏
電 話 03-3599-2520 (代表)

平成 19 年 3 月期の売上処理についての調査結果のお知らせ

平成 19 年 8 月 23 日に開示いたしました「過去の業績に影響を与える可能性のある事象の発生及びこれに伴う平成 20 年 3 月期第 1 四半期財務・業績の概況発表予定日延期のお知らせ」において公表いたしましたとおり、社内コンプライアンス委員会(注 1)を中心に外部有識者(注 2)の意見も求めながら詳細な調査を行いましたので、その結果につきましてお知らせいたします。

なお、調査は、平成 19 年 3 月期の決算を対象として、平成 19 年 8 月 24 日から同年 10 月 2 日にかけて行ったものであります。

(注 1) 現状での社内の法令遵守状況を調査する目的で、平成 19 年 7 月 23 日に発足いたしました。代表取締役である平林が委員長をつとめ、社外取締役 2 名、親会社であるアルゼ株式会社及びそのグループ会社の社員 2 名、当社管理部社員 2 名がメンバーとなっております。

(注 2) 外部有識者として、弁護士佐藤明夫氏、同中村信雄氏、公認会計士田口浩介氏の各氏のご意見、ご協力を頂いております。

調査の結果

調査の結果、当社の平成 19 年 3 月期決算に関しまして、元専務取締役の強い指示・命令と、これを積極的に容認した元代表取締役の行為により、同年 3 月度に未確定受注というべき取引が売上高として計上され、これを適正な売上高として計上するために原始証票を含む一部の書類が偽造または改ざんされ、不適切な決算処理が行われていたことが判明いたしました。

平成 19 年 3 月度の売上高のうち、本来、平成 19 年 3 月期に計上すべきでない売上高は、当初 330 百万円程度と想定しておりましたが、調査の結果、概算で 800 百万円程度であることが判明いたしました。この金額につきましては、今後さらに精査を進めておりますので、金額が確定次第発表いたします。

なお、同様の不適切な売上計上は、平成 19 年 3 月期中間期にも行われておりましたが、同期におきましては、平成 19 年 3 月までに出荷・納品・返品がなされているなど処理が完了しており、金額的にも数十万円であると見込まれることから、決算に及ぼす影響は軽微であるものと思料いたしております。

不適切な決算処理が行われた経緯

調査の結果判明した不適切な決算処理が行われた経緯は以下のとおりであります。

(1) 前提—契約交渉から出荷・納品に至る業務手順の概要

当社の取扱製品は、

- a パチンコ・パチスロ機用貸玉払出機器（通常、ホール店舗においてパチンコ・パチスロ機の機械の間に設置されるため「サンド」と呼ばれるもの）
- b カード残額を精算するための精算機
- c ホール店舗用コンピュータサーバー

であり、実際の契約交渉から出荷・納品業務は凡そ以下の手順により行われております。

ホール店舗または代理店との間で契約交渉を行ったのち、決裁権者である元専務取締役の承認を得て、契約内容が営業部長、物流管理課課長代理等に通知され、同時に支店からは、「取引申請書」「契約書」「配送依頼書」等が本社に送られます。

本社では「契約書」に捺印したうえ、支店にこれを送り返し、運送・保管業者に対しては「出荷依頼書」により倉庫に保管中の製品の出荷を依頼し、同業者はホール店舗または代理店に製品を配送して、「受領書」を受け取り、その証として「受領書」を FAX にて当社に送信します。

そして、配送と前後して営業社員はホール店舗または代理店に赴き、「契約書」の調印及び「物件受領書」の捺印手続きを行います。

(2) 平成 19 年 3 月度における出荷・納品の経緯

以上が業務手順の概略ですが、当社の元専務取締役、営業部長、物流管理課課長

代理、同係長等を対象として行ったヒアリングの結果、ならびに原始証票を検証した結果、実際に平成19年3月度においては以下のようなことが行われた事実が判明しました。

- ① 平成19年2月上旬頃、元代表取締役及び元専務取締役は、平成19年3月度の販売計画に関し、平成19年度下期売上としてサンド15,000個を目標としているにも拘わらず、思うように実績が伸びないことから、本来平成20年3月期に計上すべき売上を3月度に計上することを計画し、平成19年2月6日頃、元専務取締役が営業部長に対し、「4月から6月に出荷が予定される案件については、平成19年3月度の売上として計上するので3月中に契約をとってくるように」との旨を各支店に通知するよう電話にて指示をし、営業部長が各営業支店長に対し電話にて指示を行いました。
- ② 平成19年3月上旬～中旬にかけて各営業支店長から元専務取締役に対し、出荷は4月～6月となるものの、3月中には契約が可能なものにつき、次々と決裁申請がなされ、営業本部長はこれらの申請に対し承認を与えました。各営業支店長らは、元専務取締役の決裁・承認を得た「契約」につき、元専務取締役及び営業部長宛の「契約条件・納品日等が記載された契約が成立した旨の報告（「成約報告」と呼ばれています）」を行いました。これらの成約報告の内容については、事前に元専務取締役から営業部長及び各支店長に対し、納品日を3月30日ないし3月31日と記載するよう指示がなされていました。
- ③ また、平成19年3月上旬、本社内において元代表取締役は物流管理課課長代理に対し、運送・保管業者に保管中の製品のうち4月～6月出荷予定の製品を移動するための別倉庫を探すように指示したうえ、さらに営業部長が物流管理課課長代理に対し、成約報告を受領するたびに、口頭にて別倉庫に移動する案件かどうかを区分し、該当する案件につき移動の指示がなされました。
- ④ 3月中旬頃、物流管理課課長代理の指示により、同課係長は、運送・保管業者の配送担当者に対し、保管中の製品の一部を一時的に移動するための倉庫の提供を依頼し、同業者は近隣にある同業者の倉庫を提供することを約したうえ、同係長からの指示により、監査法人による当該倉庫の在庫監査が行われる3月30日に先立つ3月26日から29日にかけて、現に3月中に出荷が予定されていない製品を一時的に別倉庫に移動しました。
- ⑤ その間、各営業支店では、3月20日から31日までの間に、ホール店舗または代理店に当社捺印済の「契約書」及び「物件受領書」を持参し、担当者に対し「近々

に納品がなされるのであれば、期末の売上に協力してほしい、今なら期末限りの特別条件で契約が可能である」などと述べて、納品が3月中になされないものについて、「契約書」への記名押印及び「物件受領書」へ記名押印するよう依頼し、依頼を受けたホール店舗または代理店の担当者は、「いずれ導入するのだから」等と考え、「契約書」及び「物件受領書」に記名捺印したものです。

- ⑥ 他方、営業部長から命令を受けた物流管理課係長は、製品が実際に3月中に出荷・納品されないにも拘わらず出荷されたかのように偽装するため、運送・保管業者担当者に対し、本来、配送を受けたホール店舗または代理店担当者において押印すべき「受領印欄」が空欄の「受領書」を交付し、4月になってから同係長宛に FAX にて送信するよう依頼しました。

依頼を受けた運送・保管業者は、当社物流管理課係長の指示どおり、4月になってから「受領印欄」が空欄の「受領書」を FAX により送信し、これを受領した同係長は、営業部長の命令により、数名の当社社員をして、当該 FAX された「受領書」の「受領印欄」に、ホール店舗担当者らの作成名義を偽ってサインをさせたとえ、複写機によりこれらのコピーを作成して、出荷が3月中になされたように書類を整えました（サインがなされた原本は、同係長の手により破棄されました）。

- ⑦ また、元代表取締役及び元専務取締役の指示により、営業部長は各営業支店長に対し、平成19年4月以降に監査法人からホール店舗及び代理店宛に送付される平成19年3月末日現在の債権債務についての「勘定残高確認ご依頼の件」（以下「残高確認書」という）に捺印を依頼するよう指示し、依頼を受けたホール店舗及び代理店は、数社を除いてかかる依頼に応じて「残高確認書」に記名捺印をして、監査法人宛に返送しました。

- ⑧ 以上のような経緯により、平成19年4月～6月に出荷・納品される予定の製品について、未確定な受注であるにも拘わらず、確定受注として平成19年3月中に出荷・納品がなされたかのように偽装する処理が行われておりました。

ところが、ホール店舗または代理店との間で締結された契約に関し、ホール店舗において開店が遅れる等の事情により、4月～6月に確定し、納品されるはずの製品が7月になっても未確定のまま出荷・納品されないという事態が生じたため、かかる不適切な処理が発覚するに至ったものであります。

今後の見通し

平成19年3月度の売上高のうち、本来同年3月期に計上すべきでなかった概算800百万円程度の売上高につきましては、今後、監査法人とも協議の上、さらに精査を進め、金額が

確定次第、速やかに発表いたします。

併せて、平成 19 年 3 月期有価証券報告書の訂正報告書、平成 19 年 3 月期決算短信の訂正を行う予定であります。

また、発表が遅れております平成 20 年 3 月期第 1 四半期財務・業績の概況におきましては、金額が確定次第、速やかに発表いたします。

以上